



# 第25回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年5月28日（木曜日）  
午前11時00分  
（受付開始予定時刻：午前10時30分）



場所

名古屋市西区牛島町6-1  
名古屋ルーセントタワー  
16階 会議室

## 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

証券コード：3063

株式会社ジェイグループホールディングス



## ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。このたび、2026年4月10日付で代表取締役社長に就任いたしました林 裕二です。

当社は創立30周年という輝かしい節目を迎えることができました。これもひとえに日頃からご支援いただいている株主様と店舗にご来店いただいているお客様あってのことと心より感謝申し上げます。この大きな転換期に創業者の新田から経営のバトンを託された責任の重さを痛感しております。

私たちが大切にするのは、社訓にある『限界を見るのではなく可能性を見る会社でありたい』という姿勢です。この精神を道標として、変化を恐れず新たな価値創造へチャレンジしてまいります。株主の皆様、お客様、そしてスタッフ一同、関わるすべての方々に「この会社を応援してよかった」と思っただけけるよう、全力を尽くす所存です。

皆様方のお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年5月

代表取締役社長 林 裕二

証券コード 3063  
2026年5月13日  
(電子提供措置の開始日2026年5月6日)

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番28号  
株式会社ジェイグループホールディングス  
代表取締役社長 林 裕 二

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jgroup.jp/ir/library/shareholder.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「ジェイグループホールディングス」又は証券コードに「3063」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年5月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午前11時00分
2. 場 所 名古屋市西区牛島町6-1  
名古屋ルーセントタワー16階 会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第25期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  2. 第25期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

### 4. 議決権の行使に関する事項

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
なお、インターネットによる議決権行使方法についての詳細は、本招集ご通知4～5ページをご参照ください。
- ③書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1

## 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年5月27日（水曜日）午後6時

2

## インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

**行使期限** 2026年5月27日（水曜日）午後6時

詳細は、次ページをご参照ください。

3

## 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2026年5月28日（木曜日）午前11時

**開催場所** 名古屋市西区牛島町6-1  
名古屋ルーセントタワー16階会議室

### 議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

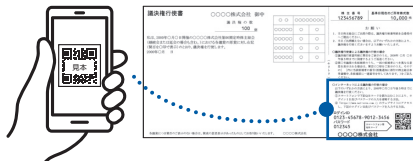
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

# インターネットによる議決権行使方法について

## スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

### ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使サイト	
<ホーム>	
〇〇〇株式会社 第〇〇期定時株主総会	
開催日	20〇〇年〇月〇日
株主番号	123456789
株主名	〇〇 〇〇
議決権数	100股
1. 会社提案に対し全て賛成	
2. 議案に対して個別に賛否を投票	
◆株主総会に関する資料を確認	
※議決権行使について ご投票は、投票締切日時までに、投票受付を完了したものが有効となります。 インターネットと重なる方向で投票された場合、最終日が多いご投票を優先いたします。 但し、同日にご投票された場合はインターネットからのご投票を優先いたします。	
※ご投票状況 ：まだご投票いただけておりません。	
※投票締切日時 ：20〇〇年〇月〇日 17時00分	
Copyright (C) 2018 E. InterAll Rights Reserved.	

## パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト  
<https://www.net-vote.com/>  
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」をご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン  
証券代行業務部

電話（専用ダイヤル）

**0120-975-960**（通話料無料）

〔受付時間〕午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	にっ た じ ろう <b>新田二郎</b> (1966年10月12日生)	1991年3月 名古屋レジャー開発株式会社代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト設立代表取締役 2001年3月 有限会社ジェイプロジェクトを改組し、当社設立 代表取締役社長 2001年8月 株式会社ジェイメディックス代表取締役 2002年1月 有限会社ニューフィールド設立取締役（現任） 2002年4月 有限会社ジェイブライダル取締役 2005年11月 株式会社ジェイブライダル取締役 2008年3月 株式会社ジェイメディックス取締役 2011年3月 株式会社ディアジェイ代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイプロジェクト取締役 2020年5月 当社代表取締役 2022年5月 当社代表取締役会長（現任）	普通株式 300,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	はやし ゆう じ <b>林 裕 二</b> (1972年4月26日生)	1992年 8 月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1997年 3 月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年 3 月 当社入社第三営業部長兼社長室長 2003年 3 月 当社東京支店長 2004年 5 月 当社取締役東京支店長 2005年 4 月 当社常務取締役東京支店長 2007年 1 月 当社常務取締役営業担当 2012年 9 月 当社常務取締役 同 株式会社ジェイプロジェクト代表取締役 2017年 8 月 株式会社Second ENGINE代表取締役 2019年 7 月 当社取締役常務執行役員 2020年 5 月 当社常務取締役 2025年 3 月 当社取締役社長 2026年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)	普通株式 149,400株
3	はやし よし ろう <b>林 芳 郎</b> (1965年5月11日生)	1988年 6 月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1996年 9 月 株式会社ジェイメディックス設立代表取締役 1997年 3 月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年 3 月 当社取締役 2001年 8 月 株式会社ジェイメディックス取締役 2002年 4 月 有限会社ジェイブライダル設立代表取締役 同 当社常務取締役 2005年 4 月 当社専務取締役経営企画室長 2005年11月 株式会社ジェイブライダル代表取締役 2006年 8 月 当社専務取締役経営企画担当 2008年 8 月 当社専務取締役経営企画、店舗開発担当 2012年 9 月 当社取締役副社長 2014年 2 月 株式会社ジェイグループインターナショナル 代表取締役 2016年 3 月 株式会社ジェイフィールド代表取締役 (現任) 2017年11月 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締 役 (現任) 2019年 7 月 当社取締役副社長執行役員 2020年 5 月 当社取締役副社長 (現任) 2022年 5 月 株式会社ジェイプロジェクト取締役 同 株式会社ジェイブライダル取締役 2025年 1 月 株式会社エッジオブクリフ&コムレイド取締 役 (現任)	普通株式 197,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	さる わたり こう た <b>猿 渡 弘 太</b> (1973年8月5日生)	1996年4月 大和証券株式会社入社 2001年3月 有限会社クリエイティブワークス設立代表取締役社長 2013年9月 当社入社執行役員 2018年3月 当社退社 2018年4月 株式会社TBIホールディングス入社 2022年4月 まん福ホールディングス株式会社入社 2022年8月 オグラドルフィン株式会社取締役副会長 2023年12月 オオツカ株式会社代表取締役社長 2024年5月 株式会社さくらや食産代表取締役社長 2024年9月 オグラドルフィン株式会社代表取締役社長 2025年3月 まん福ホールディングス株式会社退社 同 オオツカ株式会社代表取締役社長退任 同 株式会社さくらや食産代表取締役社長退任 同 オグラドルフィン株式会社代表取締役社長退任 2025年4月 当社入社社長室室長 2025年5月 当社取締役(現任) 2026年2月 マウンテンコーヒー株式会社代表取締役(現任)	普通株式 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2026年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査等委員の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に關しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
いし はら しん じ 石原真二 (1954年11月3日生)	1985年4月 弁護士登録	- 株
	同 石原法律事務所（現：石原総合法律事務所）入所	
	1991年8月 株式会社オータケ監査役	
	2003年9月 豊島株式会社監査役（現任）	
	2003年12月 小林記録紙株式会社監査役（2007年10月小林クリエイト株式会社に商号変更）	
	2007年6月 株式会社トーエネック監査役	
	2011年8月 石原総合法律事務所所長（現任）	
	2013年6月 矢作建設工業株式会社社外取締役	
	2015年8月 株式会社オータケ社外取締役監査等委員	
	2018年6月 株式会社十六銀行監査役	
	2021年10月 株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役監査等委員（現任）	
2025年6月 大同メタル工業株式会社社外取締役（現任）		

- (注) 1. 候補者の在籍する石原総合法律事務所と当社とは法律顧問契約を締結しております。
2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任するものであります。
3. 石原真二氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下のとおりであります。
- 同氏は弁護士として法務に精通しており、当社のコーポレート・ガバナンスの体制強化に関して有効な助言をいただけると判断して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 石原真二氏が監査等委員に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2026年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 石原真二氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 田渕 正紀 氏は、2026年2月28日をもって辞任されましたが、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知25頁に記載の取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
た ぶち まさ のり <b>田 渕 正 紀</b> (1970年11月25日生)	2002年 7 月 株式会社ジェイプロジェクト入社 2007年 1 月 当社東京営業本部長 2007年 2 月 当社執行役員東京営業本部長 2025年 5 月 当社取締役

# 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復の動きが続いております。一方で、新たに発生した地政学的リスクや、円安基調の影響も相まって、原材料価格やエネルギーコストは高止まりの状況が続いております。

外食産業におきましては、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、最低賃金改訂に伴う人件費の上昇、また、建設費コストの増加等、依然、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、既存店のリニューアルや大型修繕により収益向上に取り組むとともに、新たな事業承継の実施や、事業承継によりグループとなった仲間の業績改善や成長のための活動に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、前年度に実施した、「清水パーキングエリア」への出店などの新規出店や、棚卸資産の売却を2件実施したことが寄与し、前年度に対して大幅な増収増益となりました。

また、カフェ事業やコーヒー豆の卸業などを展開するマウンテンコーヒー株式会社を連結子会社化し、直営店舗5店舗、FC店舗4店舗を取得しました。

2026年2月末日現在の業態数及び店舗数は65業態115店舗（国内105店舗、海外1店舗、FC9店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,045百万円（前年同期比21.4%増）、営業利益は420百万円（同11.5%増）、経常利益は353百万円（同0.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は312百万円（同31.9%減）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

a. 飲食事業

飲食事業におきましては、既存店舗における業績改善のため、改修やリニューアルに取り組みました。2025年4月「Gappo品川」（東京都港区）、「サーモンパンチ栄」（名古屋市中区）、5月「吉珍棲」（名古屋市西区）、「燦家ルーセント」（名古屋市西区）、6月「THE ONE AND ONLY」（名古屋市西区）の内装の大きな修繕工事を行いました。

リニューアルでは、2025年7月「寿司と串とわたくし 栄店」を「寿司と串と樽酒 栄店」、8月「MITSUBACHI」を「イチバのウラ」、2026年1月「焼肉ゆたか」を「スタミナ焼肉ニューサンヤ」にリニューアルオープンしました。

その結果、飲食事業における売上高11,336百万円(前年同期比12.5%増)、営業利益は1,240百万円(同2.4%減)となりました。

b. 不動産事業

2025年5月に「jG金山」、「ジェイチル名駅」の2件の不動産を売却いたしました。

その結果、不動産事業における売上高1,586百万円(前年同期比225.1%増)、営業利益は678百万円(同526.5%増)となりました。

c. その他の事業

卸売業及びその他の事業における売上高は214百万円(前年同期比18.3%減)、営業損失は107百万円(前年同期は営業損失106百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、261百万円（店舗の賃借等に伴う差入保証金2百万円を含む）で、その主なものは、下記の改装等によるものであります。

	物 件 名	開業日・改装日
改装	寿司と串と樽酒 栄店	2025年7月
	イチバのウラ	2025年8月
	スタミナ焼肉 ニューサンヤ	2026年1月

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2023年 2 月期)	第 23 期 (2024年 2 月期)	第 24 期 (2025年 2 月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2026年 2 月期)
売 上 高 (千円)	8,013,477	10,433,229	10,742,457	13,045,916
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (千円)	△901,749	305,016	352,083	353,223
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)	△549,725	247,306	458,211	312,119
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	△57.70	21.03	33.14	21.57
総 資 産 (千円)	9,324,656	9,149,089	9,813,320	10,722,007
純 資 産 (千円)	1,160,833	1,595,467	1,948,122	1,719,842
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	△19.02	16.05	45.33	67.97

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2023年 2 月期)	第 23 期 (2024年 2 月期)	第 24 期 (2025年 2 月期)	第 25 期 (当事業年度) (2026年 2 月期)
売 上 高 (千円)	1,826,814	7,715,608	9,847,553	11,413,401
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (千円)	△138,170	213,386	223,726	159,059
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)	△1,997,977	208,045	336,890	176,791
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	△195.89	17.70	23.17	10.55
総 資 産 (千円)	4,335,794	6,262,401	6,604,394	6,975,960
純 資 産 (千円)	1,207,199	1,596,100	1,918,415	1,554,745
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	△12.86	19.59	45.95	57.43

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイフィールド	10,000千円	100.0%	食品等の卸売業
株式会社ボカディレクション	5,000千円	100.0%	飲食事業
NEW FIELD NEW YORK LLC	100,000米ドル	100.0%	飲食事業
株式会社かわ屋インターナショナル	50,000千円	73.7%	フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
株式会社かわ屋東京	100千円	73.7%	飲食事業
株式会社ジェイアセット	10,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社エッジオブクリフ&コムレイド	10,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社EOCブレイン	300千円	100.0%	飲食事業
株式会社EOCクラシコ	200千円	100.0%	飲食事業
マウンテンコーヒー株式会社	25,000千円	100.0%	飲食事業 フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は次のとおりであり、経済情勢、市場動向、競合状況などの経営環境を勘案しながら、適切に対処してまいります。

##### ① グループ全体の成長性と生産性の向上

魅力があり収益力の高い事業・業態を展開していくとともに、間接部門のコストパフォーマンスの向上、低収益事業・エリアの撤退及び改善、好調な業態へのリニューアル推進により、グループ全体の生産性向上に取り組みます。

##### ② 店舗の魅力と生産性の向上

強みである現場力を一層磨いていくことに加え、魅力ある商品の開発やWEB販促の充実に取り組むとともに、オペレーションの効率化を通じ人時生産性の向上に取り組むとともに、強みである現場力に加えWEB販促の充実により、魅力の向上、情報発信の強化に取り組みます。

##### ③ 知恵と工夫を結集する文化、働きやすい職場、風土の醸成

組織の縦横のつながりや情報共有度を高め、従来以上にモノを言える・議論が活発となる場づくりに取り組むとともに、柔軟な勤務体系等の働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、飲食事業を中心に、不動産事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

##### ① 飲食事業

居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。

##### ② 不動産事業

不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。

##### ③ その他の事業

卸売業等を行っております。

#### (6) 主要な事業所 (2026年2月28日現在)

本 社 名古屋市中区栄三丁目4番28号

東 京 支 店 東京都文京区湯島二丁目2番4号 JP-BASE御茶ノ水5階

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	11	東京都6店 愛知県3店 神奈川県1店 静岡県1店
博多かわ屋	7	愛知県5店 東京都1店 静岡県1店
吟醸マグロ	6	愛知県3店 東京都1店 神奈川県1店 京都府1店
ほっこり	5	愛知県3店 東京都1店 京都府1店
さばくもん	4	愛知県3店 静岡県1店
その他	73	愛知県46店 東京都13店 千葉県2店 京都府2店 宮城県2店 静岡県2店 神奈川県2店 兵庫県1店 滋賀県1店 岐阜県1店 ニューヨーク1店

(注) 店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

## (7) 使用人の状況 (2026年2月28日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	387 (451) 名	13名増 (32名増)
不動産事業	1 (-) 名	- (-)
その他の事業	- (-) 名	- (-)
管理部門	44 (-) 名	- (-)
合計	432 (451) 名	13名増 (32名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注) 2. 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
383 (406) 名	2名増 (20名増)	36.5歳	8.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	2,374,567
株式会社日本政策金融公庫	1,724,560
株式会社商工組合中央金庫	784,686

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年7月17日付で株式会社ジェイキャスト及び有限会社エー・ラウンドを吸収合併いたしました。また、当社は、2026年2月27日付でマウンテンコーヒー株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

## 2. 株式の状況（2026年2月28日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	18,000,000株
	A種種類株式	1,000株
	B種種類株式	1,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	12,397,400株
	A種種類株式	300株
	B種種類株式	500株
③ 株主数	普通株式	30,225名
	A種種類株式	1名
	B種種類株式	1名

### ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	普通株式 1,937,800株 A種種類株式 300株	15.74%
松永圭司	普通株式 327,000株	2.65%
新田二郎	普通株式 300,000株	2.43%
サントリー株式会社	普通株式 300,000株	2.43%
安田博	普通株式 206,000株	1.67%
林芳郎	普通株式 197,000株	1.60%
林裕二	普通株式 149,400株	1.21%
石川智巳	普通株式 101,400株	0.82%
二村篤志	普通株式 82,000株	0.66%
新田浩雅	普通株式 70,000株	0.56%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式90,153株）を控除して計算しております。  
 2. 上記大株主には、自己株式（普通株式90,153株）は含まれておりません。  
 3. 当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しております。当期においては、取締役3名に対して、計110,000株を交付しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第5回新株予約権（2023年10月23日取締役会決議）

新株予約権の数 7,500個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額 1個につき100円

新株予約権の行使価額 当初行使価額900円

行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

上限行使価額はありません。

下限行使価額286円

新株予約権の行使期間 2023年11月9日から2026年11月6日まで

## 4. 会社役員状況

### (1) 取締役の状況（2026年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新田 二郎	有限会社ニューフィールド取締役
取締役社長	林 裕二	
取締役副社長	林 芳郎	株式会社ジェイフィールド代表取締役 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役 株式会社エッジオブグリフ&コムレイド取締役
取締役	田 淵 正 紀	
取締役	猿 渡 弘 太	マウンテンコーヒー株式会社代表取締役
取 監 査 等 委 員	玉 田 貴 彦	玉田貴彦税理士事務所 所長 税理士
取 監 査 等 委 員	安 達 幸 子	
取 監 査 等 委 員	細 野 順 三	freebalance株式会社代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社社外監査役 株式会社テイクユー社外監査役 ソルト・グループ株式会社社外監査役 株式会社アマーバホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役安達幸子氏及び取締役細野順三氏は、社外取締役であります。
2. 当社においては、監査等委員会の職務の執行を補助するグループ監査室を設置し、グループ監査室は監査等委員会が決定した監査計画に基づき、グループ監査室のスタッフが実査を行い、その結果を監査等委員会に報告する体制としております。また、報告の内容によっては選定した監査等委員がグループ監査室のスタッフを指揮し、実査を行うことになっております。このように、当社の監査においては、監査等委員会が主体となり、常設のグループ監査室を使って監査を行う体制ですので、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役玉田貴彦氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役安達幸子氏及び取締役細野順三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2026年2月28日をもって、取締役田淵正紀氏は、辞任により退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役監査等委員である玉田貴彦氏、社外取締役監査等委員である安達幸子氏及び細野順三氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補されることとしております。当該保険の概要等は以下のとおりです。

#### 1) 被保険者の範囲

当社取締役、監査等委員、業務執行役員、重要な使用人

#### 2) 保険契約の内容の概要

##### ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社が負担しております。

##### ②店舗の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役の報酬等の総額

##### イ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	662 (-)	159 (-)	-	8 (-)	493 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14 (8)	14 (8)	-	-	-	3 (2)

(注) 1. 2024年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

- 1) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
  - 2) 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としての基本報酬 (金銭報酬) とし、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
  - 3) 当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とします。譲渡制限期間や譲渡制限付株式割当のために支給する金銭報酬債権の総額は株主総会において承認を得た範囲内とします。具体的な支給時期及び配分については、上記の目的、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定します。
  - 4) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
  - 5) 取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら総合的に勘案します。
2. 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日につきましては、2023年5月30日開催の第22回定時株主総会において取締役4名 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等を年額500百万円以内 (うち社外取締役分は年額200百万円以内)、監査等委員である取締役3名の報酬等を年額100百万円以内と決議頂いております。また、当該報酬等の額の範囲内で、2024年5月30日開催の第23回定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内 (社外取締役は付与対象外) と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (社外取締役は除く。) の員数は4名です。
3. 個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役会長 新田 二郎 がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定についてのもものとします。これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適しているのが代表取締役であるからです。

##### ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

##### ハ. 当事業年度に係る取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、ソルト・コンソーシアム株式会社、株式会社テイクユー及びソルト・グループ株式会社の社外監査役ならびに株式会社アマーバホールディングスの社外取締役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査等委員会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員）安達幸子	17回	100%	12回	100%
取締役（監査等委員）細野順三	17	100	12	100

#### ロ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・取締役（監査等委員）安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。
- ・取締役（監査等委員）細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験・知見に基づき、同業他社の動向等について、適宜、客観的視点から議案の審議に必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### ① 名称

五十鈴監査法人

### ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
  - ・取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
  - ・社外監査等委員を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
  - ・コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
  - ・法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
  - ・情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
  - ・いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会的勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面又は電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
  - ・本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
  - ・不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
  - ・取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
  - ・経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月1回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
  - ・当社は、毎月1回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
  - ・当社の監査等委員は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
  - ・子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
  - ・子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
  - ・当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制
- 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査等委員の補助体制をとることとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査等委員が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員から要請がある場合はその事項を、監査等委員に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は、取締役会及び社内的重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ・ 監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査等委員が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することが出来る体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
- ・ 監査等委員と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2023年5月30日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容の一部改定し、改定後も内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、当社の監査等委員は、月1回以上、監査等委員会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、経営会議等主要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益処分につきましては、株主の皆様への継続的な安定配当を基本とし、業績の推移と中長期事業計画を勘案して実施しております。

当期の期末配当金につきましては、1株につき2円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	の 部	負 債 の 部	の 部
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,339,161</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,928,022</b>
現金及び預金	2,454,729	買掛金	306,688
売掛金	463,267	一年以内返済予定長期借入金	809,389
棚卸資産	144,668	未払金	481,256
未収入金	42,472	未払法人税等	35,905
その他	234,023	未払消費税等	145,989
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,382,846</b>	預り金	55,173
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,840,396</b>	その他	93,620
建物及び構築物	1,754,963	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,074,142</b>
工具器具備品	120,849	長期借入金	5,532,856
土地	3,915,329	繰延税金負債	829,460
リース資産	18,660	資産除去債務	65,638
その他	30,594	役員退職慰労引当金	513,971
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>396,135</b>	その他	132,216
のれん	368,138	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,002,164</b>
その他	27,996	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,146,314</b>	株主資本	1,743,723
投資有価証券	7,330	資本金	45,419
差入保証金	918,419	資本剰余金	1,073,967
繰延税金資産	50,171	利益剰余金	658,623
その他	198,125	自己株式	△34,287
貸倒引当金	△27,732	その他の包括利益累計額	△59,953
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,722,007</b>	為替換算調整勘定	△59,953
		新株予約権	750
		非支配株主持分	35,322
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,719,842</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>10,722,007</b>

# 連結損益計算書

(自 2025年3月1日)  
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	13,045,916
売上原価	4,593,617
販売費及び一般管理費	8,452,299
営業外収益	8,031,877
営業外収益	420,422
受為協違そ	43,726
取替	9,413
賛約	3,385
金の収入	5,147
金の収入	4,550
その他	21,229
営業外費用	110,925
支払	104,882
その他	6,043
経常利益	353,223
特別利益	171,819
負のれん発生益	171,819
特別損失	165,118
固定資産除却損	1,014
店舗閉鎖損	26,825
減損	137,277
税金等調整前当期純利益	359,924
法人税、住民税及び事業税	57,625
法人税等調整額	△7,901
当期純利益	310,200
非支配株主に帰属する当期純損失	△1,918
親会社株主に帰属する当期純利益	312,119

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社ジェイグループホールディングス  
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下津 和也  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡根 良征  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>2,214,094</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,405,931</b>
現金及び預金	1,525,973	買掛金	241,730
売掛金	258,822	一年以内返済予定長期借入金	485,406
棚卸資産	105,218	未払金	442,113
前払費用	161,863	未払費用	57,593
その他の	162,217	未払法人税等	6,580
<b>固定資産</b>	<b>4,761,865</b>	預り金	44,004
<b>有形固定資産</b>	<b>2,013,321</b>	前受収益	14,651
建物及び構築物	836,187	その他の	113,851
車両運搬具	18,050	<b>固定負債</b>	<b>4,015,283</b>
工具器具備品	93,601	長期借入金	3,082,705
土地	1,044,847	役員退職慰労引当金	493,971
リース資産	20,334	関係会社事業損失引当金	317,000
建設仮勘定	300	資産除去債務	60,490
<b>無形固定資産</b>	<b>45,430</b>	その他の	61,116
のれん	18,456	<b>負債合計</b>	<b>5,421,215</b>
商標権	522	<b>純資産</b>	<b>の部</b>
ソフトウェア	26,181	<b>株主資本</b>	<b>1,553,995</b>
その他の	270	資本金	45,419
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,703,113</b>	資本剰余金	1,157,585
投資有価証券	7,320	資本準備金	37,919
関係会社株式	1,009,027	その他資本剰余金	1,119,666
長期貸付金	7,215	<b>利益剰余金</b>	<b>385,277</b>
関係会社長期貸付金	760,293	その他利益剰余金	385,277
長期前払費用	73,247	繰越利益剰余金	385,277
繰延税金資産	50,171	<b>自己株式</b>	<b>△34,287</b>
差入保証金	862,659	<b>新株予約権</b>	<b>750</b>
その他の	101,570	<b>純資産合計</b>	<b>1,554,745</b>
貸倒引当金	△168,391	<b>負債純資産合計</b>	<b>6,975,960</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,975,960</b>		

# 損益計算書

(自 2025年3月1日)  
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	11,413,401
売上原価	4,035,268
売上総利益	7,378,133
営業費用	7,170,805
営業利益	207,327
受取利息	113,227
受取配当金	6,103
受取手数料	184
受取差入	4,050
受取利益他	83,626
営業費用	3,946
支払利息	15,316
支払手数料	72,710
支払利益他	83,626
経常利益	1,085
特別利益	4,073
特別損失	159,059
関係会社事業損失引当金戻入額	336,401
貸倒引当金戻入額	74,000
特別損失	262,401
固定資産除却損	361,392
店舗閉鎖損	172
抱合せ株式消滅差損	26,825
税引前当期純利益	137,277
法人税、住民税及び事業税	197,116
法人税、住民税及び事業税調整額	134,068
当期純利益	7,449
	△50,171
	<b>176,791</b>

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社ジェイグループホールディングス  
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下津 和也  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡根 良征  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月15日

株式会社ジェイグループホールディングス 監査等委員会

監査等委員 玉田 貴彦 ㊟

監査等委員 (社外) 安達 幸子 ㊟

監査等委員 (社外) 細野 順三 ㊟

以上

